

徳島県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
三一九号		三好市山城町大野字上ワタリ七一七番一地先から 同 茂地字甘艸七二九番三 番三 地先まで	同	新	一〇・一〇七二・二	八九〇・〇
				旧	三・四一七・九	八九〇・〇